

山武市長の職務代理者の設置に関する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月17日

山武市長 松下 浩明

山武市規則第 29 号

山武市長の職務代理者の設置に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条及び山武市長職務代理規則（平成18年山武市規則第12号）の規定により、市長の職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）を設置する場合の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(職務代理者の設置)

第 2 条 職務代理者は、次の各号のいずれかに該当するときに設置するものとする。

- (1) 市長が辞職したとき、又は失職したとき。
- (2) 市長が疾病等で長期療養を始めたとき。
- (3) 市長が海外に出張するとき。
- (4) 市長が死亡したとき。
- (5) その他市長が自らその職務を執行することができない期間が長期にわたると予想されるとき。

2 前項の規定にかかわらず、通信等により連絡可能な場合であって、市長が職員を指揮監督し得る状況にあるときは、原則として職務代理者を設置しない。

(告示)

第 3 条 市長は、職務代理者を設置しようとするときは、職務代理者の職氏名、設置期間及び設置理由について告示（別記第 1 号様式）するものとする。ただし、市長自ら告示することが困難であると認められるときは、職務代理者が告示するものとする。

2 前項の場合において、職務代理者の設置期間（以下「職務代理期間」という。）を設

けることが困難であると認められるときは、当該期間について告示しないことができる。

(関係機関への通知)

第4条 職務代理者は、千葉県及び関係機関に対し、前条第1項の規定による告示の内容について通知するものとする。

(職務代理期間の表記等)

第5条 職務代理期間において、文書等に表記する職務代理者の職名は、山武市長職務代理者とする。

2 前項の規定にかかわらず、職務代理者は、感謝状、表彰状、祝辞等市長名をもって行うことが社会通念上適当と認めるものについては、市長の職名を表記することによってこれを行うことができる。

(文書等の修正)

第6条 職務代理期間において、市長の職名が表記されている文書等（前条第2項に規定するものを除く。）をやむを得ず使用するときは、当該表記を二本線で消除し、職務代理者の職名を表記するものとする。この場合において、市長印の押印についても同様とする。

(読替措置)

第7条 前2条の規定にかかわらず、既に市長の職名又は市長印が刷り込まれている文書等で、職務代理期間中に大量に交付し、若しくは発送するもの又は修正欄を確保することができないものについては、山武市長を山武市長職務代理者と、山武市長印を山武市長職務代理者印と読み替えるものとする。

2 市長は、前項の規定により読替措置を行うときは、事前に告示（別記第2号様式）しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 前項の場合において、市長自ら告示することが困難であると認められるときは、職務代理者が告示するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、職務代理者の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第1号様式（第3条関係）

山武市告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第 項の規定により、次のとおり山武市長の職務を代理する者を設置する。

年 月 日

山武市長（山武市長職務代理者）

1 職務代理者の職氏名

2 設置期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 設置理由

第2号様式（第7条関係）

山武市告示第 号

年山武市告示第 号による山武市長の職務を代理する者を設置する期間において交付し、又は発送する文書等で、山武市長の職名又は職印があるものについては、山武市長を山武市長職務代理者と、山武市長印を山武市長職務代理者印と読み替えるものとする。

年 月 日

山武市長（山武市長職務代理者）

